



自転車の危険な乗り方

法律で禁止されています

二人乗り

バランスを崩しやすく、
ブレーキの効きも悪くなる！

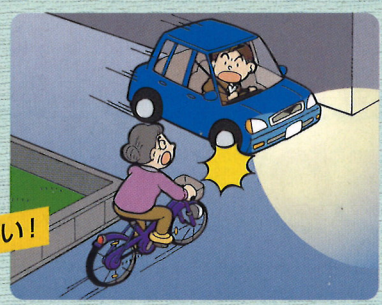


■罰則…2万円以下の罰金または料料
(都道府県公安委員会規則が適用された場合)

※16歳以上の方が幼児用の座席に幼児一人を乗せている場合などは「二人乗り」にはなりません。

無灯火

車のドライバーや
歩行者から見えにくい！

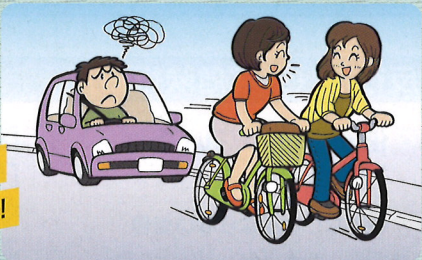


■罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

※車輪のスポークにも反射材を取りつけましょう。

並進

後ろからくる車の
通行の妨げになる！



■罰則…2万円以下の罰金または料料



※「並進可」の標識がある道路では、2台までは並んで走ることができます。

飲酒運転

自転車も
飲酒運転は厳禁！



【酒酔い運転】

■罰則…5年以下の懲役または100万円以下の罰金

**視野を妨げたり、安定を失うおそれがある乗り方をしたり、
周りの音や声がよく聞こえないような状態で乗ってはいけません！**

傘差し運転

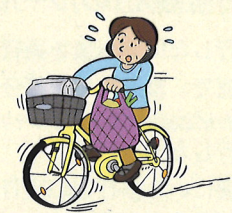


運転中の 携帯電話の使用

注意力も散漫になる！



手やハンドルに 物を提げて乗る



運転中の ヘッドホン・ イヤホンの 使用



安全運転義務違反が
適用された場合

■罰則…3月以下の懲役または5万円以下の罰金、
過失は10万円以下の罰金

都道府県公安委員会規則が
適用された場合

■罰則…5万円以下の罰金

道路交通法
一部改正
平成27年
6月1日施行

**悪質運転者に
対する講習が新設！**

●右側通行や信号無視、一時不停止、酒酔い運転など、交通事故につながる危険性が高い所定の違反行為を繰り返した自転車運転者は、安全な通行について学ぶ講習を受講しなければなりません。

自転車で危険な違反を 繰り返すと、 講習を受けなければ なりません!

★交通事故につながる危険性が高い所定の違反行為(危険行為)を反復して(3年以内に2回以上)行った自転車運転者は、安全な通行について学ぶ講習(自転車運転者講習)を受講するよう、都道府県公安委員会から命じられます。

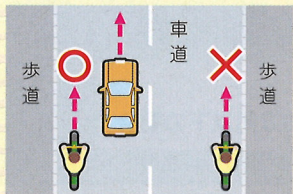
※講習時間は3時間、講習手数料(標準額)は5,700円。

★受講命令に従わないで講習を受けなかった者は処罰されます。 ■罰則…5万円以下の罰金

講習受講の対象となる主な違反行為(主な危険行為)

1 右側通行(逆走)をするなど、通行場所のルールを守らなかった…

①道路(車道)の右側を通行



②「通行可」を示す標識等がない歩道を通行



「歩道通行可」を示す標識(左)と道路標示(右)

③道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行

2 歩道・路側帯通行中、「歩行者優先」のルールを守らなかった…

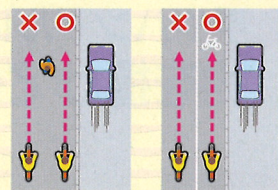
①徐行しないで歩道を通行した

②歩道で、車道寄りの部分

(通行指定部分があるときはその部分)を通行しなかった

③歩道にいる歩行者の通行を妨げそうときに、一時停止しなかった

④路側帯で、危険な運転により歩行者の通行を妨げた



通行指定部分なし 通行指定部分あり

3 「一時停止」の標識がある交差点で一時停止しなかった…



4 信号に従わないで通行した…

従わなければならない信号

- 原則、車両用の信号に従う。
- 歩行者・自転車専用信号機がある場合はその信号に従う。
- 歩行者用信号機がある横断歩道を通行する場合はその信号に従う。



5 「車両進入禁止」や「歩行者専用」などの標識による「通行禁止」の道路を通行した…



「車両進入禁止」の「歩行者専用」の標識



その他の危険行為(概要)

- 交差点右折時に直進車・左折車の進行を妨害した…
- 信号がない交差点で、左方からくる車の進行を妨害した…
- 優先道路等の通行車を妨害した…
- 環状交差点内の通行車を妨害した…
- 交差点・環状交差点での安全確認・安全進行の義務を怠った…
- 歩行者用道路通行中に徐行義務を怠った…
- ※通行禁止の対象から自転車が外されている場合

6 シャ断機が閉じた踏切に入った…

7 ブレーキがない自転車を運転した…

8 酒酔い運転をした…

9 不適切な運転操作をしたり、安全確認をしなかったりした結果、事故などの危険を招いた… (安全運転義務違反)

ルールを守って、安全通行に努めましょう!

千葉県警察 署
千葉県交通安全協会
千葉県地区安全運転管理者協議会